

# 1 霧島市障害者施策推進協議会条例

## 霧島市障害者施策推進協議会条例

平成 17 年 11 月 7 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 障害者に関する施策を推進するため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 34 条第 4 項の規定に基づき、霧島市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

## 2 霧島市障害者施策推進協議会名簿

	氏 名	所 属 等
会長	黒 江 明	学識経験者（身体障害者連合会）
委員	神 野 克 子	学識経験者（手をつなぐ育成連合会）
委員	黒 木 理 恵 子	学識経験者（ひまわりっ子くらぶ）
委員	寄 下 真 平	身体障害者施設代表（霧島青葉園）
委員	市 来 睦 郎	知的障害者施設代表（塚脇学園）
委員	大 嵩 瑞 恵	精神障害者施設代表（オレンジの里）
委員	重 信 直 子	障害児施設代表（国分ひまわり園）
委員	坂 田 昭 廣	小規模作業所代表（コスモス園）
委員	川 添 恵 太 郎	居宅介護支援代表（霧島市社会福祉協議会）
委員	井 手 誠	ハローワーク国分 所長
委員	渡 邊 重 太 郎	始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課
委員	今 村 恵	始良・伊佐地域振興局 健康企画課
委員	中 村 周 一 郎	牧之原養護学校 教頭
委員	小 門 口 幸 二	あいらいさ障害者就業・生活支援センター センター長
委員	内 村 春 美	住民代表

### 3 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

#### 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害を持つ人が住みよい地域づくりを重点に、障がい者の福祉に関する施

策を総合的かつ計画的に策定（運営・推進）するため、霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 障がい者計画原案に関する事項
- (2) 障害福祉計画原案に関する事項
- (3) その他障がい者計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、企画部長、生活環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育部長、保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部 長寿・障害福祉課においておこなう。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、決裁日から施行する。

## 4 用語集

### 【あ】

#### ●インクルーシブ教育

障害者権利条約第 24 条において、教育についての障がい者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障がい者を包容する教育制度および生涯学習を確保するとしており、この包容する（障がい者を排除しない）教育制度を指す。

### 【さ】

#### ●ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障害のある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障害のある人が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

#### ●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により 1 級から 6 級に認定される。

#### ●身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づき設置される身体障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体障害のある人で人格識見が高く、社会的信望があり、身体障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実情に精通している者を市長が委託する。

### ●身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

### ●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### ●精神障がい者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めた者に交付する手帳。1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・福祉サービス等を受けることができる。

## 【た】

### ●知的障がい者

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ●知的障がい者相談員

知的障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者で、原則として、知的障害のある人の保護者であって、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実情に精通している者を市長が委託する。

【な】

●ノーマライゼーション [normalization]

常態化、正常化、標準化。障害のある人や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベクト・ニリエにより提唱。

【は】

●バリアフリー[barrier free]

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害のある人の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【ま】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

## 【ら】

## ●リハビリテーション [rehabilitation]

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障害のある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

## ●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害のある人や子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。